



島根県報

令和元年9月13日（金）

第 3 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (建 築 住 宅 課) 2

【告 示】

令和元年度第4次自衛官募集 (防 災 危 機 管 理 課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障 がい 福 祉 課) 3

障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 3

一般相談支援事業者の指定

保安林予定森林（5件） (森 林 整 備 課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 5

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正 (総 務 課) 6

【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表 (総 務 課) 7

島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表 (") 10

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 12

公布された条例等のあらまし

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第30号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和元年 9 月 17 日とすることとした。

規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年 9 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第30号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（令和元年島根県条例第 6 号）の施行期日は、令和元年 9 月 17 日とする。

告 示**島根県告示第228号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第 1 項並びに第118条の規定により、令和元年度第 4 次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和元年 9 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在18歳以上33歳未満の者

3 応募期間

第 6 回 令和元年 9 月 17 日（火）から同年 10 月 4 日（金）まで

第 7 回 令和元年 10 月 15 日（火）から同年 11 月 8 日（金）まで

4 試験期日

第 6 回 令和元年 10 月 12 日（土）

第 7 回 令和元年 11 月 16 日（土）

5 試験場

陸上自衛隊出雲駐屯地

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

6 試験科目

(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

(2) 口述試験・適性検査・身体検査

7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和元年 9 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|----------|--------------------|------------|--------------|
| 合同会社R o b s e | 就労継続支援B型 | 就労継続支援 B 型みんなのデザイン | 出雲市渡橋町1198 | 令和元年 9 月 1 日 |

島根県告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和元年 9 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-------------|------------------|--------------|----------------|--------------|
| 一般社団法人ビリエット | 地域移行支援 地域定着支援 | 相談支援事業所ビリエット | 出雲市平田町2194番地5 | 令和元年 9 月 1 日 |
| 株式会社あゆみ | 地域移行支援 地域定着支援 | 相談支援事業所あゆみ | 飯石郡飯南町頓原1070番地 | 令和元年 9 月 1 日 |

島根県告示第231号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年 9 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市祖式町字新五郎2983-3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第232号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町八川2448-39
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第233号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町八川2460
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
奥出雲町八川2460（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第234号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡邑南町下田所1569-166、1570-105
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第235号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市八雲町熊野6065-1（次の図に示す部分に限る。）、6123-1
- 2 指定の目的
水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第236号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

令和元年 9 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス出雲店 島根県出雲市渡橋町御前12-3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番18号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

(4) 変更の年月日

令和元年 5 月 1 日

2 届出年月日

令和元年 9 月 4 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

訓

令

島根県訓令第 4 号

本 庁

地方機関

島根県公印規程 (平成元年島根県訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1 地方機関の長印の項中

「

| | | | | |
|--|----------------|------------------|------------------|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 島 根 県 東 部 県 民 セ ン タ 一 所 長 印 自 動 車 税 </div> | 20ミリメートル 平方 | 東部県民センター自動車税管理課長 | 自動車税の納税 証明書専用 | を |
|--|----------------|------------------|------------------|---|

」

「

| | | | | |
|--|----------------|------------------|--------------------------|-------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 島 根 県 東 部 県 民 セ ン タ 一 所 長 印 自 動 車 税 種 別 割 </div> | 20ミリメートル 平方 | 東部県民センター自動車税管理課長 | 自動車税の種別 割の納税証明書 専用 | に改める。 |
|--|----------------|------------------|--------------------------|-------|

」

別表第3第1号中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第37条の規定により、平成30年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年 9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 公文書公開の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

| 窓 口 | 受付数 | 公文書数 |
|--------------|-----|-------|
| 県政情報センター | 741 | 2,390 |
| 松江地区県政情報コーナー | 6 | 19 |
| 雲南地区県政情報コーナー | 1 | 1 |
| 出雲地区県政情報コーナー | 21 | 47 |
| 県央地区県政情報コーナー | 5 | 5 |
| 浜田地区県政情報コーナー | 82 | 335 |
| 益田地区県政情報コーナー | 29 | 51 |
| 隠岐地区県政情報コーナー | 1 | 1 |

| | | |
|------------|-------|-------|
| 単独地方機関等 | 9 | 18 |
| 小 計 | 895 | 2,867 |
| 警察情報公開センター | 177 | 651 |
| 各警察署情報公開窓口 | 1 | 1 |
| 小 計 | 178 | 652 |
| 合 計 | 1,073 | 3,519 |

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定した公文書の件数をいう。

(2) 請求の処理状況

単位：件

| 公 開 | 部分公開 | 非公開 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却 下 | 取下げ | 検討中 | 合 計 |
|-------|------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-------|
| 1,954 | 969 | 7 | 561 | 1 | | 27 | | 3,519 |

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求の実施機関別内訳

単位：件

| 実施機関 | 合計 | |
|---------|-------|-------|
| | 本庁 | 地方機関 |
| 知事 | 2,700 | 1,207 |
| 政策企画局 | 14 | 14 |
| 総務部 | 224 | 67 |
| 広報部 | 1 | 1 |
| 防災部 | 18 | 18 |
| 地域振興部 | 96 | 2 |
| 環境生活部 | 52 | 7 |
| 健康福祉部 | 1,533 | 706 |
| 農林水産部 | 88 | 27 |
| 商工労働部 | 113 | |
| 土木部 | 540 | 398 |
| 出納局 | | |
| 企業局 | 21 | 21 |
| 病院事業管理者 | 8 | 8 |
| 議会 | 14 | |
| 教育委員会 | 111 | 7 |
| 選挙管理委員会 | 11 | 11 |
| 人事委員会 | | |
| 監査委員 | | |
| 公安委員会 | 160 | 160 |
| 警察本部長 | 495 | 495 |
| 労働委員会 | | |
| 収用委員会 | | |

| | | | |
|------------|-------|-------|-------|
| 海区漁業調整委員会 | | | |
| 内水面漁場管理委員会 | | | |
| 地方独立行政法人 | 20 | 20 | |
| 合 計 | 3,519 | 2,305 | 1,214 |

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

| 不服申立て | 処 理 内 訳 | | | | | | |
|---------------|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 認 容 | 一部認容 | 棄 却 | 却 下 | 取下げ | 審議中 | その他 |
| 47 (繰越 34) | 1 | 2 | 6 | | 2 | 36 | |

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

| 窓 口 | 相談・案内 | | 行政資料の利用 | | | |
|--------------|-------|------|---------|-----|-----|----|
| | 電話対応 | 窓口対応 | 閲 覧 | | 貸出し | |
| | | | 利用者 | 資料 | 利用者 | 資料 |
| 県政情報センター | 41 | 181 | 146 | 326 | 27 | 69 |
| 松江地区県政情報コーナー | | 24 | 24 | 71 | 1 | 1 |
| 雲南地区県政情報コーナー | 1 | 7 | 6 | 9 | | |
| 出雲地区県政情報コーナー | 13 | 98 | 15 | 42 | | |
| 県央地区県政情報コーナー | 5 | 61 | 29 | 96 | | |
| 浜田地区県政情報コーナー | 15 | 2 | 34 | 89 | | |
| 益田地区県政情報コーナー | | | 34 | 85 | | |
| 隠岐地区県政情報コーナー | | 6 | | | | |
| 小 計 | 75 | 379 | 288 | 718 | 28 | 70 |
| 警察情報公開センター | | | | | | |
| 各警察署情報公開窓口 | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | |
| 合 計 | 75 | 379 | 288 | 718 | 28 | 70 |

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

| 区 分 | 会議開催 | 公開・非公開の別 | | | 傍聴者 |
|------------|------|----------|------|-----|-----|
| | | 公 開 | 一部公開 | 非公開 | |
| 附属機関 | 214 | 59 | 11 | 144 | 21 |
| 附属機関に類するもの | 140 | 58 | 60 | 22 | 40 |
| 合 計 | 354 | 117 | 71 | 166 | 61 |

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

| 情報公開を 実施している 法人 | 公開申出 のあった 法人 | 公開申出 | 回答の内訳 | | | | | その他 |
|-----------------------|--------------------|------|-------|----------|-----|-----|------------|-----|
| | | | 公開 | 部分 公開 | 非公開 | 不存在 | 存否応 答拒否 | |
| 18 | 2 | 2 | 1 | 1 | | | | |

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数を用いる。

注 2 「回答の内訳」は、通知書の数を用いる。

注 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

注 4 「その他」は、検討中のもの等の数を用いる。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成30年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年 9 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

| 窓 口 | 開示請求 | | 訂正等請求 | | 利用停止請求 | | 合 計 | |
|--------------|------|------|-------|------|--------|------|-----|------|
| | 受付数 | 公文書数 | 受付数 | 公文書数 | 受付数 | 公文書数 | 受付数 | 公文書数 |
| 県政情報センター | 12 | 13 | | | | | 12 | 13 |
| 松江地区県政情報コーナー | | | | | | | | |
| 雲南地区県政情報コーナー | | | | | | | | |
| 出雲地区県政情報コーナー | 4 | 8 | | | | | 4 | 8 |
| 県央地区県政情報コーナー | 2 | 3 | | | | | 2 | 3 |
| 浜田地区県政情報コーナー | 4 | 4 | | | | | 4 | 4 |
| 益田地区県政情報コーナー | 4 | 4 | | | | | 4 | 4 |
| 隠岐地区県政情報コーナー | | | | | | | | |
| 単独地方機関等 | 3 | 4 | | | | | 3 | 4 |
| 小 計 | 29 | 36 | | | | | 29 | 36 |
| 警察情報公開センター | 22 | 72 | | | | | 22 | 72 |
| 各警察署情報公開窓口 | 28 | 57 | | | | | 28 | 57 |
| 小 計 | 50 | 129 | | | | | 50 | 129 |
| 合 計 | 79 | 165 | | | | | 79 | 165 |

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

注 2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数を用いる。

注 3 「公文書数」は、決定し、処理をした公文書の数を用いる。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

| 実施機関 | 開示請求 | 訂正等請求 | 利用停止請求 | 合計 |
|------------|------|-------|--------|-----|
| 知事 | 30 | | | 30 |
| 政策企画局 | | | | |
| 総務部 | | | | |
| 広報部 | | | | |
| 防災部 | | | | |
| 地域振興部 | | | | |
| 環境生活部 | | | | |
| 健康福祉部 | 29 | | | 29 |
| 農林水産部 | 1 | | | 1 |
| 商工労働部 | | | | |
| 土木部 | | | | |
| 出納局 | | | | |
| 企業局 | | | | |
| 病院事業管理者 | | | | |
| 議会 | | | | |
| 教育委員会 | 5 | | | 5 |
| 選挙管理委員会 | | | | |
| 人事委員会 | | | | |
| 監査委員 | | | | |
| 公安委員会 | | | | |
| 警察本部長 | 130 | | | 130 |
| 労働委員会 | | | | |
| 収用委員会 | | | | |
| 海区漁業調整委員会 | | | | |
| 内水面漁場管理委員会 | | | | |
| 地方独立行政法人 | | | | |
| 合計 | 165 | | | 165 |

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 67件

イ 口頭による開示請求の実施 902件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

| 開示 | 部分開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 取下げ | 検討中 | 合計 |
|----|------|-----|-----|--------|----|-----|-----|-----|
| 26 | 124 | 3 | 11 | | 1 | | | 165 |

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

| 区 分 | 不服申立て | 処 理 内 訳 | | | | | | |
|------|-------------|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 認 容 | 一部認容 | 棄 却 | 却 下 | 取下げ | 審議中 | その他 |
| 開示請求 | 6 (繰越 1) | | | 1 | | | 5 | |

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

20団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

| 開示申出のあった法人 | 開示申出 | 決 定 の 内 訳 | | | | | その他 |
|------------|------|-----------|------|-----|-----|--------|-----|
| | | 開 示 | 部分開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | |
| 1 | 32 | 32 | | | | | |

注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。

2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。

3 「決定の内訳」は、通知書の数をいう。

4 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示を除く。

5 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(3) 口頭による開示申出状況

該当なし

(4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

(5) 利用停止申出及び処理状況

該当なし

(6) 異議申出の状況

該当なし

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年 9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

雲南市大東町飯田93番4、94番1、94番7、94番8、96番1、96番6、101番5、117番1、117番2、117番5、117番12、117番13、117番15、117番16、117番18、119番1、120番9、120番10、120番13、120番17の一部、120番18の一部、120番20の一部、120番21の一部、120番22の一部、120番23の一部、120番37の一部、120番39の一部、123番18の一部、123番23の一部、123番24の一部、123番25の一部、123番28の一部、125番1、125番6、125番8、248番1、689番、96番1地先から119番1地先まで、96番6地先から121番5地先まで、120番17地先から123番18地先まで、125番1地先から250番1地先まで、117番2地先から120番13地先まで

面積 36,290.61平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市大東町飯田96番地1

雲南市立病院

病院事業管理者 大谷 順